# 農業用廃プラスチック類の適正処理について

「廃プラ」は大切な資源です！必ず分別を！

**お問い合わせ先**

経済課・各支所産業振興課

末吉　☎0986-76-8808　大隅　☎099-482-5950　財部　☎0986-72-0938

使用済みのマルチやハウスビニールなどの農業用資材は『産業廃棄物』で、不法投棄や野焼きは法律で禁止されています。違反者には5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金又はこれらの併科といった厳しい罰則規定があります。

曽於市農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会が定期的に回収を行っていますので、これらを利用して適切に処理しましょう。

回収された農業用資材はリサイクルされます。しっかり分別し適正に梱包してください。

## ハウスビニール、ポリマルチ等の梱包方法

つづら折にする

持ちやすいようにしばる

塩化ビニールの見分け方
統一マークの表示
農ビ
マークのないものは
すべてポリエチレン

## 肥料袋等の梱包方法

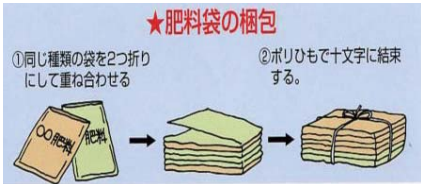

# 「春の農作業事故ゼロ運動」について

「安全は知識と意識と心がけ」安全確認を徹底しよう！

**お問い合わせ先**

経済課・各支所産業振興課

末吉　☎0986-76-8808　大隅　☎099-482-5950　財部　☎0986-72-0938

4月から6月まで「春の農作業事故ゼロ運動」が県内一斉に実施中です。農作業事故は農繁期の4月から6月にかけて増加し、昨年もこの時期に県内で7件の死亡事故が発生しました。これから田植えなどで忙しくなります。細心の注意を払って安全対策に努めましょう。

**重点啓発事項**

▽農作業は、ヒヤリとした回数とケガにいたる事故数が4回に1回と、事故発生率が非常に高い。

▽農作業は、日々変化する作業環境のチェックを徹底しよう。

**啓発事項**

①ゆとりをもった無理のない農作業を計画し、農業機械の操作は十分注意しましょう。

②出かける際は家族等に一声かけ、携帯電話を忘れないようにしましょう。

③農業機械でほ場へ出入の際は、進入路や路肩などの段差に注意して転落、転倒事故を防ぎましょう。

④トラクターは必ず安全フレームを適正に装着して、シートベルトを着用しましょう。また、巻込まれ事故を防ぐため服装に注意しましょう。

⑤ほ場作業以外は左右ブレーキペダルを連結し、農作業中や作業後に降車するときは必ずエンジンを止め、ブレーキで固定しましょう。

⑥農業機械の取扱いは安全チェックを徹底し、事故頻度の高い動力刈払機は安全使用に心がけましょう。

⑦耕うん機による挟まれ事故を防ぐため、作業場所の安全確認を忘れずにいつでも緊急停止できるようにしましょう。

⑧万が一の農作業中の災害に備え、労災保険等に加入しましょう。

# 危険廃屋解体撤去補助金・住宅リフォーム促進事業補助金について

**お問い合わせ先**
企画課・各支所地域振興課　地域振興係
末吉　☎0986-76-8802　大隅　☎099-482-5921
財部　☎0986-72-0931

## 危険廃屋解体撤去補助金

市内に存する危険廃屋の取り壊し・撤去・処分にかかる工事を市内の解体業者等に発注する場合、その経費の一部を補助します。

**補助対象の基準**

所有者が居住していない又は使用しておらず、経費が30万円以上で、市内の解体業者等が行う工事

※申込時点で解体工事等に着手又は申請手続き中に着手したものは対象外となります。

**対象となる工事**

・所有者が使用しなくなった建物。使用することが不可能となった建物
・店舗、事務所、物置、工場、事業用倉庫などのほか工作物の撤去
・所有者から依頼を受けた家屋等

**対象とならない工事**

・家屋に付属する地下埋設物（浄化槽）の撤去工事
・公共工事による建替えや移転、その他の補償となっている建物

**補助金額**

対象工事費の30％（千円未満切り捨て）で上限30万円を補助します。

※補助金の申請は、1回限りです。

※本事業は予算に到達した時点で、終了します。

**手続きの流れ**

①工事計画書（事前申請）
②解体工事業者の確認
③補助金交付申請
　工事完了後30日以内に申請
④書類審査・完了現地確認調査
⑤補助金交付決定通知
⑥補助金の支払い

※解体工事業者は、市内に本店や営業所があり、解体工事および廃棄物処理に関する資格を有する者とします。利用予定の業者について確認してください。

## 住宅リフォーム促進事業補助金

市民の皆さんが居住する住宅等のリフォーム工事を市内のリフォーム登録工事店に発注する場合、その経費の一部を補助します。

**補助対象の基準**

持ち家で自己が居住している住宅で経費が20万円以上かかり、市内リフォーム登録工事店が行う工事

※申込時点で着手している工事および申請手続き中に着手したものは対象外です。

**対象となる工事**

・住宅などの増改築、修繕又は補修、バリアフリー等の工事
・内壁の張替や塗替などの模様替え
・住宅の耐震性を確保するための改修
・水洗化に伴うトイレの内装、設備改善
・住宅の屋根、外壁などの塗装工事

**対象とならない工事**

・住宅設備備品だけの経費（家具や家電製品の購入費）
・住宅に付随する自動車車庫の設置、修繕補修工事
・既成テラスの設置
・堀や門扉などの外構工事

**補助金額**

対象工事費の10％（千円未満切り捨て）で上限15万円を補助します。

※本事業は予算に到達した時点で終了します。

**手続きの流れ**

①工事計画書（事前申請）
②施工業者の登録の確認
③補助金交付申請（工事完了後30日以内に申請）
④書類審査・完了現地確認調査
⑤補助金交付決定通知
⑥補助金の支払い

※リフォーム業者は市内に主たる事業所を有し、かつ、市が認める改修工事の資格等を有する者とします。利用予定の業者について確認してください。

## 住宅用太陽光発電システム設置費補助金支給制度について

**お問い合わせ先**

企画課・各支所地域振興課
末吉　☎0986-76-8802　財部　☎0986-72-0931　大隅　☎099-482-5921

住宅用太陽光発電システムを設置した方に5万円の補助金を交付します。

**対象者**

市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている方で、次の条件のいずれにも該当する方。

▽次の項目のうちどちらかを満たしていること。

ア　自らが居住している市内の戸建て住宅に発電システムを新たに設置（新築時の設置も含む）した方

イ　発電システムを新たに設置した市内の戸建て住宅を購入し、その住宅に自らが居住している方

▽補助対象年度内に発電システムと電力会社との系統連系を開始していること。

▽発電システムの設置工事の支払いが終了していること。

▽市税等を滞納していないこと。

**補助金額**

▽5万円

**提出書類**

▽住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

※添付書類

・太陽光発電システム工事請負契約書の写し
・設置した発電システムの仕様書の写し
・発電システム設置に係る領収書の写し
・電力会社との電力受給契約書の写し
・発電システムの設置状況を示す写真
・納税証明書（未納のない証明）

**注意点**

▽電力会社との電力受給契約後に申請して下さい。

▽次の項目のいずれにも該当する設備が対象です。

・太陽電池の最大出力値（発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力値の合計）が10㎾未満のもの
・未使用のもの
・補助申請をする年度に、電力受給開始となったもの
・本事業は予算に到達した時点で終了します。

## 平成27年全国戦没者追悼式　参列遺族の募集について

**お問い合わせ先**

県庁社会福祉課　☎099-286-2830
福祉事務所　財部　☎0986-72-0936　保健課　末吉　☎0986-76-8807
保健福祉課　大隅　☎099-482-5925

全国戦没者追悼式に参列を希望される遺族の方を募集します。

**期　日**

平成27年8月15日（土）
※前日から団体行動

**会　場**

日本武道館（東京都千代田区）

**対象者**

▽戦没者の配偶者並びに三親等以内の遺族
※過去に参列していない方を優先します。
※今年度は「次世代への継承」という観点から「18歳未満の遺族」も募集します。

**申込期間**

平成27年5月1日（金）～5月29日（金）

**定　員**

65人
※申込み多数の場合は選考となります。

**申込先**

財部支所福祉事務所、本庁保健課、大隅支所保健福祉課

# 一年に一回、必ず予防注射を受けましょう

**お問い合わせ先**

市民課・各支所地域振興課
末吉　☎0986-76-8805　大隅　☎099-482-5923　財部　☎0986-72-0934
志布志保健所　☎099-472-1021

| こんなとき | 書類や連絡 | 必要事項 |
|---|---|---|
| 犬を飼う | 登録申請書 | 飼い主の氏名・住所・電話番号、犬の種類・生年月日・毛色・性別・名前・特徴、登録手数料３０００円 |
| 鑑札の再交付 | 鑑札再交付申請書 | 申請者の住所・氏名・電話番号、犬の登録年度・登録番号・犬の所在地、再交付の理由、手数料１６００円 |
| 飼い主の変更 | 飼い犬登録事項変更届出書 | 新旧飼い主の住所・氏名・犬の名前 |
| 注射済票交付 | 狂犬病予防注射済証 | 手数料５５０円 |
| 注射済票の再交付 | 注射済票再交付証申請書 | 申請者の住所・氏名・電話番号、犬の登録年度・登録番号・犬の所在地、注射済票の番号、申請の理由、手数料３４０円 |
| 転出・転入する | 飼い犬登録事項変更届出書（転出先） | 申請者の住所・氏名・電話番号、犬の登録年度・登録番号、変更前の住所・変更後の住所、犬の種類・生年月日・毛色・性別・名前・特徴 |
| 犬がいなくなった | 電話で連絡 | 飼い主の住所・氏名・電話番号、犬の登録年度・登録番号・犬の種類・生年月日・毛色・性別・名前・特徴 |
| 死亡したら | 飼い犬の死亡届出 | 申請者の住所・氏名・電話番号、犬の登録番号・死亡年月日 |
| 迷い犬を見かけたら | 電話で連絡 | 場所・連絡先・犬の特徴・（毛色・体型） |

## 各地域を巡回して狂犬病予防注射を実施します

毎年５月から６月に、各支所において獣医師と市職員が各地区を巡回し、狂犬病予防注射を実施します。

巡回を行う数週間前に、案内文書を送付します。注射会場に忘れずに持参してください。

**手数料**

▽狂犬病予防注射料金（１頭）
２８５０円
▽狂犬病予防注射済票　交付手数料
５５０円
集団接種の場合は、合計３４００円が必要となります。
※個別注射の際は、別途費用が必要です。

行政 Information

# 平成 27 年度介護保険料について

介護保険サービス利用者数が増加するに伴い、介護給付費も増加しています。介護保険制度が開始され 15 年を経過した今日において、介護保険は人々の生活に欠かせないものとなっています。

3 年ごとの介護保険料の見直しでは、介護給付費や高齢者人口等の動向を踏まえ保険料が改定になりました。

◆ 65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料は、介護（介護予防）サービスにかかる費用の総額（利用者負担分を除く）の 22％分に応じて算出した「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。

介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支える仕組みです。

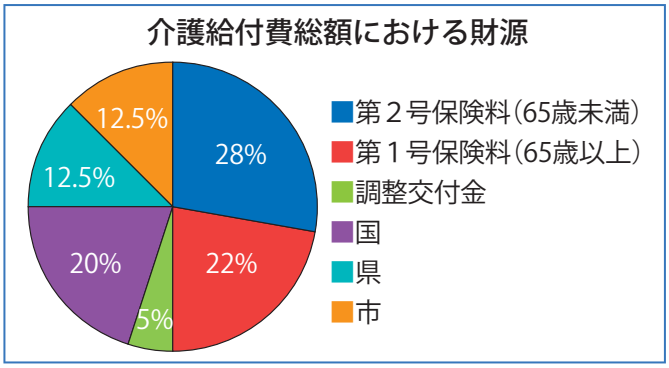


## 平成 27 年度の介護保険料

| 所得段階 | 課税状況 | 対象となる方 | 基準額に対する割合 | 平成 27 年～平成 29 年度保険料年額 |
|---|---|---|---|---|
| 第 1 段階 | 本人非課税 | ・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税の方<br>・世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方 | 0.45 | 30,600 円 |
| 第 2 段階 | | ・世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方 | 0.65 | 44,100 円 |
| 第 3 段階 | | ・世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円超の方 | 0.75 | 50,900 円 |
| 第 4 段階 | | ・本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方 | 0.85 | 57,700 円 |
| 第 5 段階 | | ・本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円超の方 | 1.00 | 67,900 円 |
| 第 6 段階 | 本人課税 | ・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満の方 | 1.20 | 81,500 円 |
| 第 7 段階 | | ・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方 | 1.30 | 88,300 円 |
| 第 8 段階 | | ・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方 | 1.50 | 101,900 円 |
| 第 9 段階 | | ・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が 290 万円以上の方 | 1.70 | 115,400 円 |

【お問い合わせ先】
本庁　保健課　☎ 0986-76-8806　　財部　福祉課　☎ 0986-72-0935　　大隅　保健福祉課　☎ 099-482-5924

# 平成 28 年成人式の実行委員を募集します

一緒に成人式を盛り上げましょう‼

**お問い合わせ先**

教育委員会社会教育課・各分室

大隅　☎ 099-482-5958　末吉　☎ 0986-76-8814　財部　☎ 0986-72-0945

市では、来年開催する平成28年曽於市成人式をともに企画・運営してくださる実行委員を募集します。

大人への第一歩を迎える成人式を一緒に盛り上げていきましょう。

実行委員へのお申し込みは、上記お問い合わせ先、もしくは曽於市ホームページで受け付けています。たくさんのご応募をお待ちしています。

**平成28年曽於市成人式**

▽開催日　平成28年1月3日（日）

▽場　所　曽於市末吉総合センター（予定）

▽実行委員対象者

平成7年4月2日から

平成8年4月1日生まれの方

▽申込期限　平成27年8月17日（月）

※実行委員へお申し込みいただいた方は、第1回成人式実行委員会を8月24日（月）午後7時から末吉中央公民館で開催する予定です。

※成人式の案内は、対象者宛てに10月に郵送します。

平成 27 年成人式実行委員

# 特別障害者手当等の手当額が変わります

**お問い合わせ先**

財部　福祉事務所　☎ 0986-72-0936　　本庁　保健課　☎ 0986-76-8807

大隅　保健福祉課　☎ 099-482-5925

平成27年4月から特別障害者手当等の手当額が左記のとおり変更になります。

| 手当の種類 | 平成 27 年３月まで（月額） | 平成 27 年４月から（月額） |
|---|---|---|
| 特別障害者手当 | ２６，０００円 | ２６，６２０円 |
| 障害児福祉手当<br>経過的福祉手当 | １４，１４０円 | １４，４８０円 |

# あなたにも、マイナンバー。はじまります。

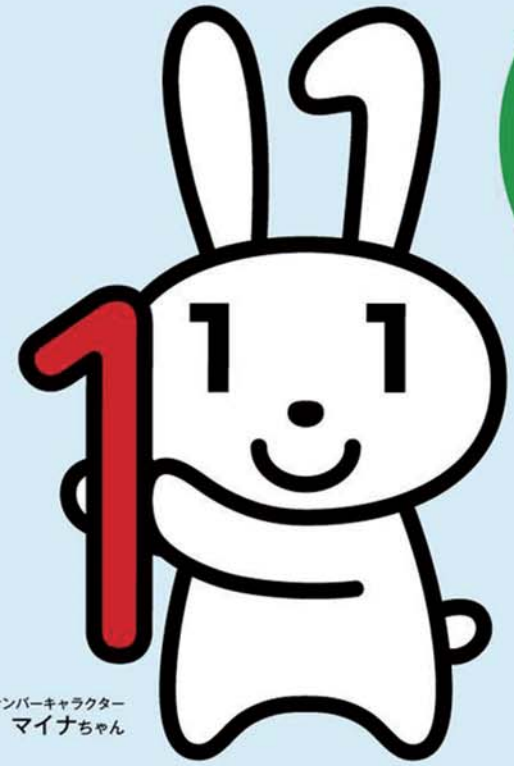


マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年
10月から
マイナンバーを
一人ひとりに
お届けします！

**マイナンバー（個人番号）とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のこと。**

・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まりますので、大切にしてください。
・法人にも13桁の法人番号が指定され、官民問わず自由に使用できます。

※行政の効率化や国民の利便性向上のため、平成29年1月から行政機関などでの情報連携が順次始まる予定です。※外国籍でも住民票のある方は対象となります。

3つのメリット

**1 行政の効率化**
**手続きが正確で早くなる**
行政機関・地方公共団体での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズになります。

**2 国民の利便性の向上**
**面倒な手続きが簡単に**
申請時に必要な課税証明書といった資料の添付を省略できるようになります。

**3 公平・公正な社会の実現**
**給付金などの不正受給の防止**
行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり、不正受給を防止できます。

マイナンバー制度のお問い合わせは
**0570-20-0178**（マイナンバー）

マイナンバー　検索

マイナンバー（個人番号）は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

内閣府